

令和7年 第8回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年8月5日(金) 14時00分

2 場 所 保内庁舎 3階 大会議室

3 出席委員

○農業委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	欠 席	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	欠 席
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	欠 席				

○出席職員

事務局長 松本 有加
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 菊池 嘉隆、木村 有美

4 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件
 議案第29号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件
 議案第30号 非農地証明交付申請の承認について 1件
 議案第31号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転) 9件
 議案第32号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約) 4件

第4 協議・連絡事項

- ・令和7年度 農業委員会県外視察研修について
- ・令和7年度 農業委員並びに農地利用最適化推進委員研修について
- ・農業次世代人材投資事業関連協力依頼について
- ・第9回農業委員会総会について

5 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和7年第8回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は、19名中16名で総会成立の定足数に達しております。欠席委員は「4番、樋田 都委員」、「15番、山内 裕司委員」、「19番、柴田 紳一郎委員」です。

それでは、菊池会長から招集の挨拶をお願いします。

会 長 (招集挨拶)

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「1番、濱田 善純 委員」、「2番、西川 一吉 委員」を指名します。

議 長 続きまして、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

番号27について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号27について説明します。

番号27、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「294㎡」、他2筆、計「1,119㎡」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢により耕作ができないため譲り渡したい。譲受人は、自作地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けたい、であります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 それでは番号27について説明したいと思います。

「〇〇〇〇」さんは元々〇〇〇〇におられまして、今は〇〇〇〇の方におられます。年齢は〇〇歳。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、ハウスでトマト、かぼちゃ、サツマイモ等を栽培しておられます。

「〇〇〇〇」さんなのですが、〇〇〇〇にある土地、建物、畑等を処分するということで、「〇〇〇〇」さんの家や畑の近くで、道路の上下になり、日当たりも良く、作ってくれと言われて、作りますという話になりました。

何も問題はないので、よろしくお願ひします。

議 長 番号27について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号28について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号28について説明します。

番号28、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「207㎡」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢により耕作ができないため譲り渡したい。譲受人は、自宅の隣接地であるため、譲り受けて耕作したい、であります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 それでは28番について説明いたします。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

ここは〇〇〇〇の裏の最近分譲住宅が建ってる所ですが、実際ここに行ってみますと、「〇〇〇〇」さん宅の隣に草が生えた土地がありました。

〇〇〇〇の擁壁から下りた所ですが、菜園として使いたいということですので問題ないと思います。

議長 番号28について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程します。

番号6について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第28号、番号6を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、現況「畑」、面積「629㎡」、5条申請の所有権移転です。

譲渡人は「〇〇〇〇」さん〇〇歳の方です。〇〇〇〇で〇〇〇〇をされているそうです。

譲受人「〇〇〇〇」さん〇〇歳、農業の方です。

転用目的は自己住宅用地、農家住宅ということです。農業用の倉庫やトラック置場としての駐車場、農作業用の資材置場などを建築するものです。

通常の一般住宅の転用は概ね 500 m²以下となっておりますが、農家住宅については 1,000 m²以下となっております。

転用理由としましては、譲受人は〇〇〇〇に住んでおられ、農業を営んでおられますが、この度、県道の拡幅工事によって立ち退きを余儀なくされており、早急に代替地を確保する必要があり、近隣で土地を探していたところ、ちょうど申請地が見つかり、今回転用を計画したものです。

譲渡人は、〇〇〇〇で〇〇〇〇をしておられますので、もともと農業をしていなく、相続で土地を所有しているという状況です。

該当の土地は別の方に耕作をしていただいたということで売却するものです。

続いて参考資料の 1 ページ、2 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から東に 203 メートル、また、〇〇〇〇から 450 メートルの所に位置しております。

〇〇〇〇に向かっていく川沿いの、一方通行ではないですが地元の慣例的に一方通行になっている感じの道沿いです。

農地の種別としては、農用地域内の農地でもなく市街化区域内でもありません。その他の農地で他のいずれにも該当しない農地となり、このことから申請地の農地区分は、農地法の運用通知によりその他農地に該当するため第二種農地となります。

この第二種農地の転用は、同通知により申請地周辺に他に適地がないと認められる場合、認可をすることができることから、本案件は特段の問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料 3 ページに地番地目図、4 ページに写真、5 ページに土地利用計画図、6 ページに住宅の平面図、7 ページに倉庫の平面図、8 ページに車庫の設計図を掲載していますので、ご確認いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

議 長

地元委員の説明を求めます。

1 4 番

この地域は、先ほど言われましたが道が狭いために、川沿いの道は〇〇〇〇へ向かって、それから 2 ページを見たら分かるんですが住宅地の中を通っている道は〇〇〇〇方面へという一方通行的な扱いをしている所です。大きなバス等は両方とも通りにくい所です。

川添いの道も広いようですが所々道が狭い場所があって、中の道も狭く、年寄りが多いが通行の時に危険ということで、県道拡幅をお願いしていました。

こんなに狭い県道は無い、早急にしなければいけないと言われてきた

が、住宅の代替地の問題などでなかなか進んでおりませんでした。

この「〇〇〇〇」さんの家というのは、この申請地より下流の三叉路の所にあり、倉庫が角に、住宅が1軒あけた所にあります。

近所で探していたところ、土地も道路の高さに嵩上げされておりまして、埋め立てをする必要もなく、最適な場所だということでこの話になったようです。

農地が減るのはもったいないとは思いますが、〇〇〇〇も人が少ない中で、他所に行かれたら困るので、こういうふうな形で認めていただけたらと思います。

「〇〇〇〇」さんは後継ぎが農業をする予定はないが、自分が元気な間は農業をやっていくということで、農業用住宅として建てる予定であります。

「〇〇〇〇」さんは親が農業をされていたんですが、本人は〇〇〇〇の方でずっと〇〇〇〇をしておられて農業をする予定はなく、〇〇〇〇の人に貸しておられた場所です。

特に問題ないと思います。

議 長 番号6について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第29号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程します。

番号4について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第29号について説明いたします。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、農業の方です。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、農地の名義人は「〇〇〇〇」さんです。

この整備計画変更後には5条で農地転用をし、「〇〇〇〇」さんから

「〇〇〇〇」さんへ所有権を移転する予定です。

面積は「390 m²」です。

用途区分の変更申請に至る理由は、現在の倉庫は手狭であることから、今後の農業経営規模拡大や作業効率化のため、新たに倉庫を建設するものです。

申し出地は出荷先や自宅から近く、収穫時期や出荷時の動線を十分に確保できることなど、立地に適しております。

また、周辺農地と河川や農道に面した所に位置していることから、周辺農地への影響や農地集積へ支障を及ぼす恐れはないと思われま

す。農振変更の許可を得られれば、その後、正式に転用申請をする予定です。

参考資料の1ページから2ページに変更の位置図、3ページに周辺の状況図、4ページに土地利用計画図、5ページ、6ページに設計図、7ページの写真をご覧ください。

申し出地は〇〇〇〇から東に約35メートル、〇〇〇〇から280メートルの所に位置しております。

以上となります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは説明いたします。

「〇〇〇〇」さん、I ターンですけど、伯父さんが元〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さん。この方は後継者がいなくて、甥にあたる「〇〇〇〇」さんに農業を継いでもらうために、会社勤めをやめて帰らしたという状況です。

「〇〇〇〇」さんは大変熱心な方で、帰ってこられてから随分農地を増やしております。

農地を増やすのはいいんですが、倉庫が大変狭くて、リフトを使っているんですが、手狭で他人の倉庫を借りてまでみかんの出荷をしているような状況です。

このため、早くから倉庫用地を探しておられまして、今回この話の運びとなりました。

何ら問題はありません。

議 長 ただいま説明がありました番号4について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第30号「非農地証明交付申請の承認について」を上程します。

番号1について事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第30号、番号1について説明をいたします。

非農地証明となります。

非農地証明とは、土地の登記簿上の地目が農地であるものの、現状が農地以外になっている土地のうち、一定の条件を満たしていることで、非農地として証明を受けることができるというものです。

一定の条件とは、参考資料1ページに記載があります。

1から6になりますが、今回の議案については3に該当すると思われ
ます。

3についてなんですが、昭和27年10月21日以降農地であった土地の
うち、耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって、20年以上に
わたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、雑木等が繁茂した土地で、農
地への復旧が著しく困難なものとなっております。

2ページをお願いします。

記載の該当の土地は「〇〇〇〇」、地目は「畑」となっております。

3ページの登記簿謄本によると、昭和62年12月、37年前に国土調査
が入り、田から畑に地目変更をしておりますので、この時点では畑だっ
たことがわかります。その後相続が行われ、現所有者の「〇〇〇〇」さ
んに名義が変わっております。

申請書によると、現況のような状態になりかけたのが、平成10年とい
うことで、27年前から自然潰廃したようになっており、周りにも農地は
存在している状態ではありません。

4ページをお願いします。

〇〇〇〇の〇〇〇〇の奥の方で、現地にも確認に行きましたが、現地
になかなかたどり着くことができないような状態で、雑木林の山となっ
ている状態でした。

地図上では車で行けるような感じではあったんですけど実際にはもう
歩いてしか行けないような状態でした。

農地の復旧が困難な状態になっておりますので、非農地として証明して、特段支障がないかと思われまます。

所有者が申請し、農業委員会がこれらに該当すると認めた場合には、非農地証明が発行できるというものです。

そして、その非農地証明によって、法務局の台帳地目が変更できます。

農地転用許可書と同等の効力を持つものとなります。

以上説明を終わります。

1 つ付け加えなんですが、農業振興地域の農振農用地は非農地証明を出すことはできないこととなっております。

この土地については、農振農用地域にはなっておりませんので、非農地証明の該当となると思われまます。

以上となります。

議 長 地元委員の説明を求めまます。

6 番 説明しまます。

この「〇〇〇〇」さんは、先ほど説明した人と同じ人で、〇〇〇〇におられままして、今は〇〇〇〇の方に住まわられていまます。年齢は〇〇歳です。

見てもらったように現地も周りの方も、雑木が立っておりままして20年以上経っていまますので、何も問題ないと思いまます。

議 長 ただいま説明がありました番号 1 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたしまます。

議 長 続きままして、議案第31号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)」を上程しまます。

番号 17 から 19 まで一括して事務局の説明を求めまます。

事務局

では、議案第31号、番号17から19について一括で説明します。

番号17、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「187㎡」、他5筆、計「2,378㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号18、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,176㎡」、他1筆、計「2,333㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号19、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「408㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1番

まず17番、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんは以前に〇〇〇〇の〇〇〇〇をしていた「〇〇〇〇」さんの息子さんで、積極的にみかん山を作られており、マルチも張らないけないと頑張っておられる状況で、2人が話し合って上手く話がつきました。

そして「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんは番号17と同じで基本的に問題がないと思います。

「〇〇〇〇」さんについてですけれども、「〇〇〇〇」さんという方が〇〇〇〇におられて、こちらにはいないということで、今まで作られてきた中で、売買をするということで話がまとまりました。

何も問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

番号17から19について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することといたします。

議 長 続きますて、番号 20 について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 20 について説明します。

番号 20、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「337 m²」、他 5 筆、計「3,073 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 20 について説明いたします。

この園地は「〇〇〇〇」さんご夫婦が作っておられたんですけど、旦那さんが亡くなられて、親戚である「〇〇〇〇」さんが何年か小作をしていた園地にして、「〇〇〇〇」さんも高齢で処分したいということで今回の話になりました。

親戚同士でもありますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 番号 20 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きますて、番号 21 について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 21 について説明します。

番号 21、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「277 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 7 番 それでは 21 番について説明します。
所有権を移転する者ということで「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。
この農地に関してなんですけども、〇〇〇〇の集落の比較的すぐ上にある〇〇〇〇という所で、今まで「〇〇〇〇」さんが 1 人で管理をしておりました。
この農地は収穫したものを運ぶにあたって、近くを通っているモノラックをお借りして運んだりとか、もしくは本当に少量だった場合は直接家に持って帰るというようなことをして、今まで管理していたということで、そういった管理が厳しくなってきたということで、誰かに耕作をして欲しいという申し出がありました。
この園地の隣接を管理してます「〇〇〇〇」さん〇〇歳なんですけれども、この方の家からもこの園地はすごく近くにありまして、「〇〇〇〇」さんに確認したところ、快く引き受けていただいたので、何も問題ないと思いますので、ご承認の方よろしくをお願いします。
- 議 長 番号 21 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 22 と 23 について一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 22 と 23 について一括で説明します。
番号 22、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「909 m²」、他 2 筆、計「4,202 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号 23、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「650 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」

○」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは説明させていただきます。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

「〇〇〇〇」さんの方から農地を売りたいという申し出がありました。面積が少しでみかんだけでは生活ができないので、生活するために働きに出るということで、現在、お勤めを始められました。

この園地を売りたいということで、隣接園地を管理されてる「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇から通って熱心に農作業をされております。

その方が快く買いましょうということでこの話がまとまりました。

何ら問題はありません。

続きまして、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんの園地で研修をされて農家になられたIターンの方です。出身は〇〇〇〇です。

この方も大変熱心に農作業されておられます。

研修中この農地を綺麗に管理して、行く行くはは「〇〇〇〇」君に作らすということで話ができているということで、何ら問題ありません。

議 長 番号 22 と 23 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 24 と 25 について一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 24 から 25 について一括で説明します。

番号 24、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「625 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」

〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 25、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,330 m²」、他1筆、計「2,321 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 24 番、25 番について説明させていただきます。

「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇からの I ターンで〇〇歳。

就農した時に「〇〇〇〇」さんの園地を作らしてもらいまして、将来的には買って下さいというような話が出ておりました。2 年経ちまして、3 年目に買ってくれということで、こういう話になっております。

25 番ですが「〇〇〇〇」さん。

旦那さんの「〇〇〇〇」君〇〇歳と一緒に、〇〇〇〇からの I ターンで夫婦ですごく頑張ってやっております。

「〇〇〇〇」さんのこの畑は「〇〇〇〇」さんの旦那さんが作っておったんですが、病気になりまして廃園になりかけたところをちょうど「〇〇〇〇」夫婦が就農しまして小作するようになった畑です。

「〇〇〇〇」さんの旦那さんが亡くなった後、「〇〇〇〇」さんは娘宅の方に行ってしまいまして、〇〇〇〇から家も無くなりまして、娘しかないのでも子供も跡を継ぐ様子もないので、当初はタダであげると言っていたんですけど、そうはいかないということで「〇〇〇〇」さんが〇〇〇〇という値段を付けて売買が成立という形になりました。

何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号 24 と 25 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第32号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見

について(一括契約)」を上程します。

番号 51 について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、番号 51 について説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「485 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

8 番

それでは説明いたします。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さんは先ほど出ております〇〇歳です。

この「〇〇〇〇」さんの農地なんですが、最後まで「〇〇〇〇」さんが作られていた農地です。

「〇〇〇〇」さんも高齢のためこの農地を誰かに作って欲しいということで、隣接の方々に声をかけましたがことごとく断られ、モノレールとかが無い園地で、担いで運び出しているような園地でした。

ここで「〇〇〇〇」さんに声をかけたところ、すぐにモノレールをつけますということで、自分でモノレールをつけてこの園地を当てる運びとなりました。

何も問題ありません。

以上です。

議長

番号 51 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することといたします。

議長

続きまして、番号 52 について事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 52 について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「355 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 10番 それでは52番の説明をさせていただきます。
貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、4年前に今回の借り手であり
ます「〇〇〇〇」さん〇〇歳に、ほとんどの畑を事業継承されておりましたが、最近、「〇〇〇〇」さんの方が体調崩されてきてこの畑を耕作
することができないということで、この畑も「〇〇〇〇」さんが作る
ことになりました。
何ら問題ありませんのでよろしく申し上げます。
- 議長 番号 52 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 53 について事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 53 について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「716 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇は〇〇〇〇、〇〇〇〇より〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。

- 1 3 番 番号 53 について説明します。
「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」君〇〇歳。
「〇〇〇〇」さんは20年以上前から椎間板ヘルニアを患っておりまして、現在はほとんど農業をせず、別に就職されております。
またちょっと調子悪くなって入院されております。
「〇〇〇〇」君が平らな土地を探してましたところ、「〇〇〇〇」さんのこの園地は10年以上耕作はしてないんですが、平らで良いと思ったのでコンボを入れて開墾して苗木を植えております。
〇〇〇〇までというのは、20号の苗木を植えたので、その間は収量がないということで〇〇〇〇となっております。
何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 番号 53 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 54 について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 54 について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「757 m²」、他 4 筆、計「2,792 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 4 番 最初の地番〇〇〇〇の所は、〇〇〇〇を〇〇〇〇の方へ下って右の方の山にあります。その下の〇〇〇〇から〇〇〇〇は逆の左側にあります。
「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇に住んでおられますが〇〇歳。

この土地は親の代から「〇〇〇〇」さんが耕作されているようで、「〇〇〇〇」さんは兼業農家なので〇〇〇〇に住んでおられます。

これを耕作していくということで、〇〇〇〇の方はみかんの苗木が植わっておりました。それから〇〇〇〇の方はデコポンが植わっております。

何ら問題のないと思います。

以上です。

議 長 番号54について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年8月5日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 濱 田 善 純

議事録署名人 西 川 一 吉